

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から51年3月まで

私は、A市役所に転入届を行った際に職員から説明を受けたことから、国民年金の加入手続きを行い、市役所で国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無いこと、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、B市に居住していた52年6月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であること、特殊台帳から、当該期間直後の保険料は過年度納付されたことが確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和50年2月及び同年3月については、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、A市役所で年金手帳を受け取った記憶が明確でなく、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年12月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、両親と妻の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の保険料が未納や申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月及び6か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、特殊台帳により、昭和45年5月から47年9月までの保険料は、49年12月25日に特例納付（申立期間①直前の昭和47年10月から49年3月までの保険料も同日に過年度納付）されたことが確認でき、当該納付時点で現年度分である申立期間①の保険料を未納のままとしておくことは不自然であること、申立期間②は申請免除期間とされているが、特殊台帳には当該期間直前の50年7月から9月までの期間が申請免除期間から納付済期間に訂正された記載があり、申立人の父親が保険料を納付していたとする申立人の両親及び妻に申請免除期間は無く、申立期間を含め保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、両親から勧められたことから国民年金の加入手続を行い、両親と同居していた時は、両親の分と一緒に国民年金保険料を納付してもらっていた。また、A市で一人暮らしを始めて以降は市役所や郵便局で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月及び3か月といずれも短期間であり、申立人は、国民年金制度発足当初に加入手続を行い、申立期間を除き加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、当該期間の保険料を納付してくれたとする両親は、制度発足当初から国民年金に任意加入し、当該期間を含む加入期間の保険料を全て納付していること、B町役場作成の国民年金被保険者名簿から、昭和36年4月から40年3月までの申立人及び両親の保険料は、当該期間及び父親の昭和36年度分を除き、全て同一日に現年度納付又は過年度納付されたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、当該期間直前の昭和45年7月から同年12月までの保険料は、特殊台帳の記載内容から、平成22年1月に未納から納付済みに記録訂正されていること、申立人は、45年4月から同年9月までの保険料を47年2月1日に過年度納付した領収証書を所持しており、それは特殊台帳の記載内容と整合しているが、B町役場作成の国民年金被保険者名簿には、45年4月から同年6月までの保険料は同年7月31日、同年7月の保険料は同年9月24日にそれぞれ現年度納付された記載があることなど、行政側の記録

管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、5万円の賞与が支給されていることが確

認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額4万9,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については4万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、20万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額18万6,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については18万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、28万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額26万円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については26万円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、30万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額27万9,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については27万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、35万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額32万5,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については32万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、18万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額16万7,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については16万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、27万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額25万1,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については25万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、25万円の賞与が支給されていることが

確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額 23 万 2,000 円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については 23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

私は、昭和46年3月25日に勤務先を退職し、翌日、夫と義母と一緒にA市役所B地区事務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も一緒に納付してきた。

夫と義母の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に夫及び義母と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、手帳記号番号払出簿により、申立人の夫及び義母の国民年金手帳記号番号は46年9月30日に連番で払い出されていることが確認できる一方で、申立人の手帳記号番号は申立期間後の48年2月28日に払い出されていることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳により、申立期間直後の昭和47年4月から48年3月までの保険料は同年7月10日に過年度納付されたことが確認でき、当該納付時点において、時効期間が経過していない46年4月から47年3月までの保険料は過年度納付することが可能である。しかし、申立人が保険料を納付したとする夫の昭和47年1月から同年3月までの保険料が過年度納付された同年7月1日時点において、時効期間が経過していない45年4月から46年3月までの保険料は納付されていない。

さらに、申立人は、ほかの年金手帳を所持したことは無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A社に平成 4 年 3 月 31 日まで勤務していた。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 4 年 2 月 15 日となっているところ、当時、同社において社会保険及び雇用保険事務を担当していた元従業員は、「従業員が退職すれば、すぐに公共職業安定所に届出を行っていた。在職中に離職票を発行することは無いと思う。」と証言している。

また、雇用保険の加入記録から、申立人が平成 4 年 2 月 24 日からは別の事業所において被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役等に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。